神の御心を、理解しそこねたパウロ

1.　パウロはアブラハムの召しを、アブラハム自身への祝福と理解したように思われる。しかし注意深くアブラハムの召しの記述を読むと、彼の召しはむしろ全民族全人類の祝福への、導入に過ぎないように理解される。つまりアブラハムの召しは、全人類への祝福を最終目的としたものであった。イスラエルの祝福は、絶対に起こらなければならないことであったが、あくまでも全人類の救いという大きな目的のために、その過程で付随的に起こるべきものであったように思われる。

Ⅱ.　パウロは神からの啓示を受け、イスラエルへの祝福と律法の賦与が、あくまでも全人類の祝福を前提とし、目的とするものであることを教えられるが、彼は誇り高き生粋のイスラエルの血筋と文化、さらに徹底したパリサイ派のエリート教育の中で育っ事実を、乗り越えることができなかった。彼も普遍的神の福音を、彼の時代と文化のなかでしか理解できなかった。

Ⅲ.　つまり、パウロの救い主、メシヤの理解は、あくまでも文字で書かれた律法による、律法と通しての理解である。そしてそれ自体が、すでに彼自身が述べているように、律法を「養育係」とした、イスラエル人のためのメシヤ理解であり、養育係を持たない異邦人救い、異邦人の祝福とは異なったものであった。

Ⅳ.　すなわち、イエス・キリストを救い主として信じるならば、その信仰によって救われるという命題自体が、すでに、決定的にイスラエル的、ユダヤ的なのである。イエス・キリストの救いは、確かに完全であり完成されたものである。イスラエル人の救いも、異邦人の救いも、その贖い主の働きの完璧さのゆえに、それで成就されたのである。しかしそれがアブラハムに与えられた全人類の祝福という命題から考えると、何かが決定的に不足している。なぜなら、アブラハムに与えられた異邦人の祝福の約束は、異邦人が異邦人のままで受け取ることができるものであり、イスラエル人になる必要がないからである。

Ⅴ.　パウロは、「イエス・キリストを信じる信仰だけで救われる」と叫び、アブラハムも信仰によって義とされた」と断言したとき、一瞬だけ、異邦人の救いという神の本来の目的の理解に近づいた。しかし彼はそこで止まってしまったのである。彼は、異邦人が異邦人のまま、すなわち、イスラエル人にならないままで祝福を受けるという、神の本来の目的の理解にまでは、立ち至らなかった。

Ⅵ.　そのためパウロは最後まで、イエス・キリストを信じるだけで救われるという、ユダヤ人向けの福音をもって、異邦人宣教にもあたる過ちを繰り返し続け、彼の福音理解を学び、受け入れた使徒たちの教えが、その後のキリスト教の核心となった。

Ⅶ.　パウロは「イエス・キリストを信じるだけで救われる信仰」から、一瞬、話の核心をずらして、「アブラハムも、信仰によって義とされた」と語った。その時、確かに彼は、イエス・キリストを信じる信仰にはよらない義に、話を及ばせたのである。

Ⅷ.　パウロはもちろん、アブラハムがイエス・キリストを知らなかったことを、理解していたはずである。この時のアブラハムの信仰は、イエスキリストにではなく、父なる神にあった。パウロは父なる神とキリストが一つであることも充分に理解していた。また、キリストがアブラハムと共におられたことも知っていた。

Ⅸ.　しかしパウロは、アブラハムの信仰の対象にはあえて触れなかった。それによって彼は、異邦人の信仰の対象という重大な問題から目をそらし、ユダヤ人向けの「イエス・キリストを信じる信仰」、「律法という養育係に教え導かれる救い主信仰」に留まってしまった。

Ⅹ.　こうしてパウロは、アブラハムという偉大な異邦人の信仰の真の姿だけでなく、彼の時代、彼の前後の時代、それから何代も遡った人々の時代の、異邦人たちの信仰の記録と信仰の姿を、イスラエル人の信仰のありかたに混同してしまい、結果として無視してしまうこととなった。

Ⅺ.　こうして、異邦人が異邦人のまま、イスラエル民族の救い主の名を呼ばないままで、救いに至る、神が備えていてくださったはずの道は、今の今まで閉ざされてしまうこととなった。

Ⅻ.　神の民族、イスラエルに対する養育係を知らず、天地創造の神も知らずに生きている異邦人の救いは，どうなってしまったのか。聖書を与えられないまま、心をキリストに向けさせ、信じる心を起こさせる、律法を与えられないまま、現代まで来てしまった異邦人の救い、異邦人の祝福はどうなってしまったのか。

ⅩⅢ.　ただパウロは、私たちのような凡庸な思考者ではない。やはり一流の神学者である。彼の神学的欠陥、あるいは不足の中にあっても、偉大な示唆を残してくれた。それが、律法を与えられていなかった者、すなわち異邦人にも与えられていた「心の律法」あるいは心に記された律法への言及である。

ⅩⅣ.　パウロが語った異邦人が持つ、自分自身が自分自身に対する律法であるとは、どのような意味か。あるいは心に記された律法とは何か。聖書を調べる限り、それにふさわしい記述は、「人間は神の姿に似せて造られた」という事実以外に見つからない。

ⅩⅤ.　人間は神の姿に似せて造られたという記述は、すべてのホモサピエンスに及ぶ、例外なしの記述である。イスラエル人もすべての異邦人をも含む、極めて原則的な意味を持つ。これが、パウロが言い及んだ心の律法に違いない。それはイスラエル人に与えられた、「養育係」としての律法に先立ち、すべての人間の行動を規制し、また導く大原則である。

ⅩⅥ.　特に「養育係」としての律法を与えられていない、異邦人にとっては、これが人間と

しての生き方を定め、また導く指針である。そして大切なのは、この人間に与えられた本源的資質、神に似せて造られているという本能的人間性は、まず、知的能力としてよりも感覚的能力として働く。何が善で、何が道理であるかと考える前に、本能的に善を求め、本能的にあるべき行動を指し示す能力である。それは生まれたばかりの嬰児が、誰に教わらずとも母親の乳房を求める感覚的能力のことである。

ＸⅦ.　かくしてすべての人類は、造り主である神を求め、崇め、礼拝し、従う本能を持つ。そしてさらに、人はみな、自分以外の者を尊び、大切にし、その幸せを願い、そのために尽くすことを、幸せに感じる。神に似せて造られた人間はみな、神が愛であるように、互いに慈しみ、親しみ、交わりを持ち、助け合い、労わりあい、協力し合って生きることを喜ぶように作られている。

ＸⅧ.　ただ残念なことに、この神の姿に似せて造られた本源的人間性は、人間の罪のために傷つき、ひび割れ、歪められ、いびつになってしまっている。とはいえ、罪は人間の本源的人間性を、完全に打ち壊してしまったのではない。その姿が全く消え失せてしまったのでもない。人間の本性として、罪の侵入後もしっかりと留まっている。

ＸⅨ.　だからこそ、罪を犯した直後の人間を、神ご自身が追い求め、探し求め、お声をかけてくださることができた。神は人間の罪を、初めからキリストにあって許して下さっていたのである。たとえ人間が、キリストのキの字も知らなくても、十字架の十の字も知らなくても、悔い改めのくの字も知らなくても、神がご存じでいてくださったのである。すべての人間は、キリストの贖いのみ業のゆえに救われるのである。人を救い得る名前は、天下にキリスト以外には与えられていないのである。だからこそ断言できる。すべての異邦人の救いは、この周辺に隠されているにちがいない。

ＸＸ.　ただ残念ながら、パロの異邦人の神学の中では、未だ隠されたままである。異邦人は、まだイエス・キリストの名を呼ばなければ、救われないことになっている。すなわちイスラエル人に与えられた、「養育係の神学」を受け入れて、イエス・キリストの名を呼ばなければ、異邦人も救われないと、教えられるままになっている。アブラハムの召しにあたって与えられた、異邦人が異邦人のまま、祝福さえれる約束は、成就されないままになっている。